

大阪市水道事業管理規程第13号

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p><u>第2条 削除</u></p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の給与は、給料、<u>初任給調整手当、在宅勤務等手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）の給料の月額は、その者が新たに<u>大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）</u>第5条第2項の給料表の適用を受ける職員（以下「常勤</p>	<p>(適用除外)</p> <p><u>第2条</u> 会計年度任用職員については、大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）の規定は適用しない。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の給与は、給料、<u>初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当及び期末手当</u>とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>2 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）の給料の月額は、その者が新たに<u>給与規程第5条第2項の給料表</u>の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額に相当する額とする。た</p>

職員」という。)となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額に相当する額とする。ただし、当該額が、その者が新たに常勤職員となったとしたならば大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程(令和6年大阪市水道事業管理規程第9号。)第5条第1項第1号の規定により受けることとなる号給に、16号給、36号給又は56号給のうちからその者の職務区分(会計年度任用職員が従事する職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき大阪市水道局長(以下「局長」という。)が定める区分をいう。)に応じて局長が決定した号給を加算した号給の給料月額に相当する額(以下この項において「上限額」という。)を超える場合にあっては、その者に支給する給料の月額は、当該上限額とする。

- 3 会計年度任用職員のうちその者が新たに常勤職員となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額が大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程第5条第1項第2号に定めるところにより決定されることとなるものについては、前項ただし書の規定は、適用しない。

[4～7 略]

(給与の支給日及び支給方法)

第6条 会計年度任用職員の給与の支給日及び支給額の端数計算については、常勤職員の例による。この場合において、日額による

だし、当該額が、その者が新たに常勤職員となったとしたならば大阪市水道局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程(平成17年大阪市水道事業管理規程第15号。以下「初任給昇給規程」という。)第3条第1項の規定により受けることとなる号給に、16号給、36号給又は56号給のうちからその者の職務区分(会計年度任用職員が従事する職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき大阪市水道局長(以下「局長」という。)が定める区分をいう。)に応じて局長が決定した号給を加算した号給の給料月額に相当する額(以下この項において「上限額」という。)を超える場合にあっては、その者に支給する給料の月額は、当該上限額とする。

- 3 会計年度任用職員のうちその者が新たに常勤職員となったとしたならば受けることとなる号給の給料月額が初任給昇給規程第3条第2項に定めるところにより決定されることとなるものについては、前項ただし書の規定は、適用しない。

[4～7 同左]

(給与の支給日及び支給方法)

第6条 会計年度任用職員の給与の支給日及び支給額の端数計算については、常勤職員の例による。この場合において、日額による

給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあつては、給与規程第3条第1項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当については、翌月の支給日に支給する」とあるのは「翌月の支給日に支給する」と読み替えるものとする。

(手当)

第11条 会計年度任用職員には、常勤職員の例により、第3条に規定する手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給する。この場合において、給与規程第21条第4項中「任期付職員等(地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」と、同条第5項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、給与規程第23条第1項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用短

給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあつては、給与規程第3条第1項中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当については、翌月の支給日に支給する」とあるのは「翌月の支給日に支給する」と読み替えるものとする。

(手当)

第11条 会計年度任用職員には、常勤職員の例により、第3条に規定する手当(期末手当を除く。)を支給する。この場合において、給与規程第21条第4項中「任期付職員等(地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」と、同条第5項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、給与規程第23条第1項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用短時間勤務職

時間勤務職員」と、給与規程第25条第1項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数(その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数)で除して得た額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数(その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数)で除して得た額(日額による給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあっては、給料日額及びこれに対する地域手当の日額並びに初任給調整手当の日額の合計額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。)」と読み替えるものとする。

2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員(その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。)には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、給与規程第29条第2項第1号の勤務成績による割合は、100分の102.5(給与規程第28条第2項第1号に規定する課長級以上の職員にあっては、100分の122.5)とする。ただし、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から

員」と、給与規程第25条第1項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数(その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数)で除して得た額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数(その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数)で除して得た額(日額による給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあっては、給料日額及びこれに対する地域手当の日額並びに初任給調整手当の日額の合計額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。)」と読み替えるものとする。

2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員(その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。)には、常勤職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与規程第28条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」と読み替えるものとする。

3月31日までの期間において、欠勤（局長が定めるものを除く。以下同じ。）のため勤務しなかった職員又は法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。以下「懲戒処分」という。）を受けた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して局長が定める割合とする。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。